

名古屋市病院局臨床研修医及び臨床研修歯科医就業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立病院（以下「市立病院」という。）において、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行う臨床研修医又は臨床研修歯科医（以下「研修医」という。）の設置及びその就業に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 研修医は、市立病院において策定された臨床研修実施計画に基づき、診療に関する知識及び技能を実地に錬磨するとともに、市立病院の業務運営に寄与し、医療における人間関係の理解を深めるよう努力しなければならない。なお、研修医は、臨床研修実施計画で定められている病院以外での診療に従事することはできない。

(身分)

第3条 研修医は、名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）に掲げる職員（以下「一般職員」という。）以外の職員とする。

(委嘱)

第4条 研修医は、大学の医学部若しくは歯学部、医科大学又は歯科大学を卒業し、医師法第2章に規定する医師免許又は歯科医師法第2章に規定する歯科医師免許を取得した者又は取得見込みの者のうちから、市立病院の長（以下「病院長」という。）の内申に基づき、病院局長が委嘱する。

(委嘱期間及び委嘱期間の更新)

第5条 研修医の委嘱期間は、委嘱の日から起算して1年（業務上必要がある場合にあっては、1年以内の病院局長が定める期間）とする。ただし、4月1日以外の日に委嘱された研修医の委嘱期間は、委嘱の日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の末日（業務上必要がある場合にあっては、委嘱の日の属する年度の末日を超えない範囲内で病院局長が定める日）までとする。

2 研修医が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の委嘱期間又はこの項の規定により更新された委嘱期間は、1年以内の期間を定めて更新することができる。

- (1) 医師法第7条又は歯科医師法第7条に規定する処分を受けた場合
- (2) 勤務成績が良好でない場合
- (3) 不承認欠勤があった場合
- (4) 心身の故障のため業務遂行の能力を欠くと認める場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、業務遂行に必要とする適格性を欠く場合
- (6) 事業の縮小又は組織改廃により廃職又は剰員が生じた場合
- (7) 臨床研修を修了した場合

3 他の病院等で臨床研修を受けた期間のある医師又は歯科医師にあっては、当該研修を受けた期間は、この規程により臨床研修を受けたものとして、前項ただし書の規定を適用する。

(勤務時間)

第6条 研修医の勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までの間において、1日につき7時間30分とする。

2 研修医の休憩時間は、勤務時間の途中に1時間の休憩時間を与えるものとする。

- 3 病院長は、臨床研修に必要な場合及び研修医の確保に係る業務を行う場合には、第7条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）又は同条第2項に規定する休日（以下「休日」という。）の勤務及び宿日直勤務を命じることができるものとし、宿日直勤務は第1項に規定する研修医の勤務時間に含まれないものとする。
- 4 病院長は、前項の規定により週休日又は休日の勤務を命じる場合には、次の各号に掲げる方法により、週休日又は休日と週休日及び休日以外の日（以下「勤務日」という。）を振り替えるものとする。
 - (1) 半日単位の勤務時間に満たない勤務 振り替えることはできないものとする。
 - (2) 半日単位の勤務時間以上1日の勤務時間に満たない勤務 半日単位で振り替える。
 - (3) 1日の勤務時間以上の勤務 1日単位又は1日を半日単位に分割して振り替える。

（勤務時間の特例）

第6条の2 宿直業務に引き続き第6条第1項の勤務を行う研修医の当該日の勤務時間は、同条同項の規定にかかわらず、前日の午後5時15分から午後9時30分及び当日の午前5時30分から午前8時45分までとする。

（週休日及び休日）

第7条 研修医の週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 研修医の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間（前項に規定する日を除く。）とする。

（休暇の種類等）

第8条 研修医に与える休暇は、年次休暇、忌引休暇、出産休暇、育児休暇、子の看護休暇、生理休暇、病気休暇、公務災害休暇、介護休暇、短期介護休暇、母性健康管理休暇、出頭休暇、公民権休暇、事故休暇及び夏季休暇とする。

2 研修医が前項に規定する休暇を利用しようとする場合には、病院長に申請し、その承認を得なければならない。この場合において、年次休暇、生理休暇及び夏季休暇以外の休暇の申請にあたっては、当該休暇の事由に該当することが分かるものを添付しなければならない。

（年次休暇）

第9条 年次休暇は、4月1日から翌年の3月31日までの間（以下「年度」という。）を通じて20日、付与する。ただし、委嘱の日の属する月が4月以外である場合にあっては、委嘱の日の属する月に応じて次の表に掲げる日数とする。

委嘱の日の属する月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- 2 年次休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、年次休暇を時間単位で利用する場合には1日を8時間に分割して利用するものとし、時間単位で年次休暇を利用できる日数は1年度につき40時間を限度とする。
- 3 前2項の規定により一の年度に利用できる年次休暇のうちその年度に利用しなかった日数及び時間があるときは、その日数及び時間の年次休暇をその次の年度に限って利用することができるものとする。
- 4 研修医が年次休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

（忌引休暇）

第10条 忌引休暇は、研修医の親族が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことが相当であ

る場合には、一般職員の例に準じて付与する。この場合において、忌引休暇の日数には第7条に規定する週休日及び休日を含むものとする。

- 2 研修医が忌引休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(出産休暇)

第11条 出産休暇は、出産を予定する又は出産した女性の研修医に、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間、付与する。

- 2 前項の規定は、出産の日から当該日から6週間を経過する日までの期間を除き、研修医の希望により勤務することを妨げるものではない。ただし、出産の日から6週間を経過する日後8週間を経過する日までの間については、当該研修医が勤務することについて支障がないと医師が認めた場合に限るものとする。

- 3 研修医が出産休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(育児休暇)

第12条 育児休暇は、1歳に達しない子を養育する研修医に、第6条第2項の休憩時間のほか、1日を通じてそれぞれ30分以内の2回で必要と認められる時間、付与する。

- 2 研修医が育児休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(子の看護休暇)

第12条の2 子の看護休暇は、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育する研修医が当該子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話をする必要がある場合に、1年度につき5日(養育する満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子が2人以上の場合にあつては、10日)、付与する。

- 2 子の看護休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、子の看護休暇を時間単位で利用する場合には1日を8時間に分割して利用するものとする。

- 3 研修医が子の看護休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(生理休暇)

第13条 生理休暇は、生理のため勤務が著しく困難である女性の研修医に、1回につき2日以内の必要な日数、付与する。

- 2 研修医が生理休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(病気休暇)

第14条 病気休暇は、公務に起因しない傷病による療養のために勤務できない研修医に、年度を通じて75日以内の療養に必要な日数、付与する。この場合において、病気休暇の日数には第7条に規定する週休日を含まず、休日を含むものとする。

- 2 研修医が病気休暇を利用して勤務しない場合には、通勤に起因する傷病により当該休暇を利用した場合にあつては当該休暇の期間に係る給料を支給せず、公務及び通勤に起因しない傷病により当該休暇を利用した場合にあつては当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(公務災害休暇)

第15条 公務災害休暇は、公務に起因する傷病による療養のために勤務できない研修医には、委嘱期間の満了日を超えない範囲内で療養に必要な期間、付与する。

- 2 研修医が公務災害休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）、1 親等の親族又は同居の 2 親等の親族が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護する必要がある研修医に、一般職員に準じて付与する。この場合において、介護休暇の日数には第 7 条に規定する週休日及び休日を含むものとする。

- 2 研修医が介護休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(短期介護休暇)

第 16 条の 2 短期介護休暇は、研修医が負傷若しくは疾病により日常生活を営むのに支障がある状態又は身体上若しくは精神上の障害により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態（以下「要介護状態」という。）にある配偶者、1 親等の親族又は同居の 2 親等の親族（以下この項において「対象親族」という。）の介護その他の世話をする必要がある場合に、1 年度につき 5 日（要介護状態にある対象親族が 2 人以上の場合にあっては、10 日）、付与する。

- 2 短期介護休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、短期介護休暇を時間単位で利用する場合には 1 日を 8 時間に分割して利用するものとする。
- 3 研修医が短期介護休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(母性健康管理休暇)

第 16 条の 3 母性健康管理休暇は、次の各号に掲げる場合に与えるものとし、当該休暇の時間は、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 妊娠中又は出産後 1 年以内の研修医の母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条又は第 13 条に規定する保健指導又は健康診査の受診 妊娠 6 月（1 月は 28 日として計算する。以下この号において同じ。）までは 4 週間に 1 回、妊娠 7 月から 9 月までは 2 週間に 1 回、妊娠 10 月から分べんまでは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、それぞれ 1 回につき必要と認められる時間
- (2) 妊娠中の研修医が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合の通勤 正規の勤務時間の始め又は終りに 1 日を通じて 1 時間以内でそれぞれ必要とされる時間
- (3) 母体又は胎児の健康保持のため医師等の指導に基づき、妊娠中の研修医が行う休養のための業務の一部休止 医師等の指導により適宜休養するために必要な時間

- 2 研修医が母性健康管理休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(出頭休暇)

第 17 条 出頭休暇は、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭を要する研修医に、当該出頭に必要な時間、付与する。

- 2 研修医が出頭休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(公民権休暇)

第 18 条 公民権休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使が必要な研修医に、当該選挙権等の行使に必要な時間、付与する。ただし、当該休暇を利用しなければ、選挙権等の行使に支障が出る場合に限るものとする。

2 研修医が公民権休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(事故休暇)

第 19 条 事故休暇は、風水震火災その他の非常災害による交通と絶又は交通機関等の事故により出勤することが著しく困難である研修医に必要と認められる日数又は時間、付与する。

2 研修医が事故休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(夏季休暇)

第 20 条 夏季休暇は、病院局長が別に定めるところにより、付与する。

2 夏季休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、夏季休暇を時間単位で利用する場合には 1 日を 8 時間に分割して利用するものとする。

3 研修医が夏季休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(給与)

第 21 条 研修医の給与は、給料、通勤手当、住居手当及び宿日直手当とする。

(給料)

第 22 条 研修医の給料は、別表に掲げるとおりとする。

2 月の初日以外の日に新たに研修医となった者には、その日から給料を支給する。

3 研修医が退職し、又は解職されたときは、その日まで給料を支給する。ただし、研修医が死亡したときは、その月の末日まで給料を支給する。

4 前 2 項の規定により給料を支給する場合における給料の額は、その月の歴日数からその月の第 7 条に規定する週休日及び休日の日数を減じた日数を基礎として計算する。

5 研修医が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき給料の月額を 158 で除して得た額（1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。以下「時間給」という。）を、当該事実が発生した日の属する月のものを翌月（あらかじめ休暇の期間が確定している場合にあっては、当月）以降の給料を支給する際に、当該給料（給料から減額できない場合には、その他の給与）から減額する。

(1) 第 12 条に規定する育児休暇

(2) 第 14 条に規定する病気休暇（通勤に起因する傷病の場合に限る。）

(3) 第 15 条に規定する公務災害休暇

(4) 第 16 条に規定する介護休暇

(5) 第 16 条の 3 に規定する母性健康管理休暇

(6) 不承認欠勤

6 前項の場合において、その月における減額の基礎となる時間を集計するものとし、その集計した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

7 研修医が第 11 条に規定する出産休暇を利用する場合には、第 4 項の規定を準用する。

(通勤手当)

第 23 条 研修医の通勤手当は、臨時的任用職員の給与等に関する件（昭和 34 年発総第 126 号）第

7 条の 2 及び臨時的任用職員の給与等に関する件運用方針（昭和 35 年発総職給第 2 号）第 5 条の 3 の規定を準用して支給する。

（住居手当）

第 24 条 研修医の住居手当は、自ら住宅を借り受け、家賃を支払っている者（自らが契約者となって、単独で家賃を負担している者に限る。）に月額 30,000 円支給する。この場合において、住居手当の支給方法は一般職員の例による。

（宿日直手当）

第 25 条 研修医の宿日直手当は、第 6 条第 3 項の規定により研修医が宿日直勤務を命ぜられて勤務した場合に、勤務 1 回につき別表に掲げる額を支給するものとし、支給要件及び支給方法は一般職員の例による。

（給与の支給日）

第 26 条 研修医の第 22 条及び第 24 条に規定する給料及び住居手当の支給日は、その月分をその月の 17 日（その月が 4 月であるとき又はその月の初日から当該支給日までの間に国民の祝日に関する法律に規定する休日がある場合にあっては、18 日）とする。

2 前項に規定する支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）であるときは、同項の規定にかかわらず、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日（その月が 1 月、4 月又は 5 月であるときは、その日後のその日に最も近い日曜日等でない日）を給料等の支給日とする。ただし当該支給日がその月の 16 日より前の日になるときは当該支給日後の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とし、その月の 19 日より後の日になるときは当該支給日前の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とする。

3 研修医の第 23 条及び前条に規定する通勤手当及び宿日直手当は、その月分を翌月の前 2 項に規定する支給日に支給する。

（旅費）

第 27 条 研修医が公務のため旅行する場合は、名古屋市旅費条例（昭和 25 年名古屋市条例第 32 号）の規定により旅費を支給する。この場合において研修医は、名古屋市旅費条例施行規則（昭和 27 年名古屋市規則第 40 号）の行政職給料表 4 級の職務にある職員相当職にあるものとする。

2 研修医が、業務のため在勤地内又は附近地に出張を命ぜられた場合には、運賃実費を支給する。ただし、研修医が出張に際して、市営交通機関を利用するときは、運賃実費に代えてカード乗車券を交付することができる。

3 第 1 項に規定する旅費はその都度支給し、第 2 項に規定する運賃実費はその月分を翌月の前条第 1 項及び第 2 項に規定する支給日に支給する。

（安全衛生）

第 28 条 研修医には、名古屋市病院局安全衛生管理規程（平成 20 年名古屋市病院局管理規程第 36 号）第 2 条第 2 項、第 13 条、第 17 条、第 18 条第 2 号及び第 19 条から第 22 条までの規定を準用する。

2 研修医には、被服を一般職員の例により現物で貸与する。

（社会保険及び労働保険）

第 29 条 研修医は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく全国健康保険協会の被保険者とする。

第 30 条 研修医は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険の被保険者とする。

第 31 条 研修医は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険の被保険者とする。

（災害補償）

第 32 条 研修医の公務上の災害又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定を適用する。

2 研修医が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合における給与の全部又は一部を得ることができない期間のうち、前項の補償を受けることができる期間以外の期間については、労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の職員の休業補償に関する規則（平成 10 年名古屋市規則第 59 号）に準じて休業補償を行う。

（退職）

第 33 条 研修医は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる日に退職し、研修医としての身分を失う。

- (1) 自ら退職を申し出て、病院局長に承認された場合 病院局長に承認された退職の日
- (2) 委嘱期間を満了した場合（任期が更新される場合を除く。） 委嘱期間の満了日

（免職）

第 34 条 病院局長は、研修医が次の各号のいずれかに該当するときは、病院長の内申に基づき免職とすることができるものとする。

- (1) 医師法第 7 条又は歯科医師法第 7 条に規定する処分（同条第 2 項第 1 号に規定する戒告を除く。）を受けたとき
- (2) 第 2 条及び第 36 条の規定に違反した行為があったとき
- (3) 不承認欠勤が年度を通じて 10 日を超えることとなったとき
- (4) 非行があったとき
- (5) 研修医としての適格性を欠くと認められるとき

（服務）

第 35 条 研修医は、その業務を遂行するに当たって、法令、条例及び規程に従い、かつ、病院長及び指導する医師又は歯科医師の業務上の命令に忠実に従わなければならない。

2 研修医は、その信用を傷つけ、又は病院の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 研修医は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 研修医は、法律、条例又は規程に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び業務上の注意力のすべてをその業務遂行のために用い、当該業務にのみ従事しなければならない。

5 研修医は、始業時限までに出勤し、出勤簿に押印しなければならない。

6 研修医は業務を遂行する際には、一般職員の例に準じて名札を着用しなければならない。

7 研修医は、住居の異動、通勤方法及び通勤経路の変更、改姓、扶養親族の状況等に変更があった場合には、直ちに届け出なければならない。

（兼業兼職）

第 36 条 研修医は、臨床研修実施計画で定められている病院での診療に従事する場合を除き、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

（勤務記録等）

第 37 条 病院長は、その月の研修医の勤務状況について、勤務記録簿により翌月の 5 日までに病院局管理部総務課長まで報告しなければならない。

(様式)

第 38 条 この規程により必要となる様式は、別記様式に定めるとおりとする。

(その他)

第 39 条 この規程の実施に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 病院が借り受け、家賃の一部を負担している住居に居住する研修医には、第 24 条の規定にかかわらず、住居手当は支給しない。
- 3 実施日に採用され、本人の責によらず、同日までに第 24 条の規定に該当することができなかった研修医が、平成 22 年 4 月中に同条の規定に該当することとなった場合には、実施日に同条の規定に該当したものとみなして、住居手当を支給する。
- 4 実施日の前日に市立病院臨床研修医就業規程の規定の適用を受けていた者については、この規程に基づき委嘱されたものとみなす。

附 則（平成 22 年 5 月 17 日決裁）

この規程は、発布の日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 5 月 31 日決裁）

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日決裁）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 5 月 31 日決裁）

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日決裁）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日決裁）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日決裁）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 9 月 26 日決裁）

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日決裁）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日決裁）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日決裁）

この規程は、発布の日から実施し、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 31 日決裁）

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日決裁）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

別表

区分	給料月額	宿日直手当額	備考
1年目	364,000円	22,000円	臨床研修の研修を受けた期間が1年に達する日までの期間
2年目	404,000円	22,000円	臨床研修の研修を受けた期間が1年を超える期間

- 備考 1 他の病院等で臨床研修を受けた期間のある医師又は歯科医師にあつては、当該研修を受けた期間はこの規程により臨床研修を受けたものとして、この表を適用する。
- 2 臨床研修の中断、未修了などにより、臨床研修を最初又は途中から再研修する場合には、臨床研修の進行程度に応じてこの表を適用する。
- 3 宿直を命じられた時間が5時間45分以下である場合は、この表の宿日直手当額欄中「22,000円」とあるのを「11,000円」と読み替えるものとする。
- 4 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画で定める第三次医療機関における救急医療に係る日直勤務又は宿直勤務を行った場合は、この表の宿日直手当額に5,000円加算した額をもって宿日直手当額とする。